

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるフィリピンの発効について

2023年4月6日

日本商工会議所

4月4日付で経済産業省等のホームページで公表されているとおり、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の署名国であるフィリピンが、4月3日にRCEP協定の批准書をASEAN事務局に寄託しました。この寄託により、すでに発効済みの日本、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランドに加え、2023年6月2日に、フィリピンについても発効することとなります。

（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404005/20230404005.html>

本件にかかるプログラムの追加・更新に伴う第一種特定原産地証明書発給システムの停止等、今後のスケジュールの詳細は後日改めてご連絡いたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)